

規 約 一 覧

宮崎管工事協同組合

令和5年5月12日現在

規 約 目 次

(1) 組合加入及び脱退に関する規約	1
(2) 組合連帯保証人規約	4
(3) 組合員規約	5
(4) 組合員慶弔規約	8
(5) 組合員慰労金支給規約	9
(6) 使用料及び手数料規約	10
(7) 役員選挙規約	11
(8) 理事会規約	13
(9) 委員会規約	14
(10) 総務委員会規約	17
(11) 企画委員会規約	18
(12) 賞罰に関する規約	19
(13) 賦課金に関する規約	21
(14) 資材供給事業規約	24
(15) 金融事業規約	27
(16) 公道工事設計並びに工事費に関する規約	31
(17) 共同工事受注規約	35
(18) 共同工事受注規約細則	39

1 組合加入及び脱退に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合に加入又は脱退する場合の事由、手続き及びこれに伴う組合員の権利義務について定めることを目的とする。

(加入申込書)

第2条 定款第9条に基づいて本組合に加入しようとする者は、組合所定の様式による加入申込書を本組合に提出しなければならない。

(加入承諾通知書)

第3条 本組合は、加入申込みを受けたときは、理事会において加入資格の有無を確認のうえ諾否を決定し、その旨を申込者に通知する。

(出資金等の納入)

- 第4条 前条の承諾を得た加入申込者は、本組合が別に定める出資金、加入金及び加入負担金並びに上部団体の宮崎県管工事協同組合連合会が定める出資金及び加入金を速やかに現金で納入しなければならない。
2. 前項の加入負担金は50万円とする。ただし、組合脱退のときは返戻しない。
 3. 加入者が引き受ける出資口数は、20口以上200口以内とする。但し、出資口数は5口を単位として整数倍とするものとする。
 4. 出資金等の納入については、加入する事業年度の総会以前の加入申込者には概算払いを認めるが、その過不足の清算は総会終了後10日以内に行わなければならない。
 5. 加入申込者は、第1項に定めた出資金等をすべて納入したときに、本組合の組合員となる。

(取引約定書)

第5条 加入者は、前条第1項の出資金等の納入の時に、取引約定書を提出するものとする。

(取引の停止)

第6条 本組合の組合員で取引約定書を提出していない者については、取引約

定書を提出するまで、本組合は、組合事業の全部又は一部の取引を停止することができる。

(自由脱退)

第7条 組合員は、定款第12条により本組合を脱退しようとするときは、事業年度の末日の1年前までに組合所定の様式による脱退届出書を提出しなければならない。

2. 前項により脱退届出書を提出した組合員は、当該事業年度の末日をもって本組合を脱退する。
3. 脱退届出書を提出した組合員は、脱退となるまではなお組合員としての権利を有し、義務を負う。

(法定脱退)

第8条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第19条第1項各号に定める事由、（以下の通りの事由）を生じた組合員は、当然に本組合を脱退する。

- ① 組合員たる資格の喪失
 - ② 死亡、又は解散
 - ③ 除名
 - ④ 公正取引委員会の審決
 - ⑤ その他
2. 法第19条第1項各号に定める事由を生じた組合員は、直ちに脱退届出書を提出しなければならない。

(持分の払戻請求)

第9条 第7条第1項及び前条第2項に基づき脱退届出書を提出する組合員が、法第20条第1項及び定款第14条に基づき持分の払戻しを請求するときは、脱退届出書にその旨を記載するものとする。

(脱退届受理書)

第10条 脱退届出書が受理され、理事会においてこれを受理したときは、脱退届出書を提出した組合員に脱退届受理書を交付する。

2. 理事会において脱退届出書を受理したときは、脱退届出書を提出した組合員の連帯保証人にその旨を通知するものとする。

(持分払戻し金額の計算)

第11条 持分の払戻し金額は、定款第14条及び第23条の規定によって算出する。ただし、脱退した事業年度末の職員の退職金(清算時要支給金額)から退職給与引当金および中小企業退職金共済事業団の退職金試算額を差引いた額を、定款に定めた払戻し対象金額から減ずるものとする。

(持分払戻しの時期)

第12条 脱退した組合員に対する持分の払戻しは、脱退した事業年度の決算を承認した総会の終了後に行うものとする。

2. 脱退した組合員に対する持分の払戻しについては、脱退した組合員の連帯保証人の同意を要するものとする。

(時効)

第13条 持分の払戻し請求権は、脱退した組合員又は脱退した組合員から持分払戻し請求権を承継した者が、脱退の時から2年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(持分払戻しの停止)

第14条 脱退した組合員が本組合に対する一切の債務を完済するまでは、持分の払戻しを停止することができる。ただし、脱退した組合員が相殺を主張することを妨げない。

付則 この規約は平成4年5月12日制定、同日から実施する。

付則 第4条規定は平成6年10月29日改正、第11条の規定は同日制定、旧第11条、第12条、第13条は各々第12条、第13条、第14条に修正して同日から実施する。

付則 第4条3項、第8条1項、第14条は平成15年12月3日一部改正し同日から実施する。

付則 第7条は令和3年5月14日第7条を一部改正し同日から実施する。

2 組合員連帯保証人規約

(目的)

第1条 この規約は、組合員が本組合に差入れる取引約定書の連帯保証人に関して定めることを目的とする。

(連帯保証人)

第2条 取引約定書の連帯保証人は、他の組合員である個人又は他の組合員である法人の代表者個人1名以上とする。

2. 法人である組合員の取引約定書については、前項の連帯保証人のほか、当該法人の代表者個人も連帯保証しなければならない。

(連帯保証人の要件)

第3条 連帯保証人は、本組合に加入後1年以上を経過した者でなければならない。

2. 組合員は、被保証者2名を限度として連帯保証人となることができる。
3. 本組合は連帯保証人が不相当であると認めたときは、連帯保証人の変更を求めることができる。

(連帯保証人の義務)

第4条 連帯保証人は、取引約定書に基づく一切の債務について、主債務者である組合員と連帯して履行の責に任ずるものとする。

(連帯保証人の変更)

第5条 連帯保証人が連帯保証人の資格を失ったとき、又は連帯保証人として不相当と認められるに至ったときは、本組合は連帯保証人の変更又は追加を求めることができる。

2. 組合員が連帯保証人の変更を希望するときは、その旨を申し出て本組合の承諾を得なければならない。

付則 この規約は平成4年5月12日制定し、同日から実施する。

付則 第2条、及び2項は平成15年12月3日改正し、同日から実施する。

3 組合員規約

(目的)

第1条 本規約は組合業務の運営を円滑に進めるために組合員の権利義務につき、法、定款、及び諸規定に定めるほか本規約により補足収録することを目的とする。

(従業員の登録)

第2条 組合員はその従業員全員を本組合に必ず届出しなければならない。
2. 組合員は毎年度末現在の従業員名簿を本組合へ提出するものとする。

(従業員の異動)

第3条 組合員はその従業員に異動があった場合は7日以内に別に定める様式により本組合に届け出るものとする。

(身分証明)

第4条 組合員はその従業員に身分証明書を交付しこれを常時携帯させなければならない。

(従業員の引抜き防止)

第5条 組合員間の従業員の異動は両者合意諒解の上でなければ絶対に雇用してはならない。

(和解異動)

第6条 従業員の自由意思による組合員間の異動は両者合議のうえ諒解が得られた場合に限り成立する。

(誘導雇用)

第7条 組合員は他の組合員の従業員を雇用すべく策動しあるいは教唆、煽動、またはこれに類する行為をしてはならない。

(調停)

第8条 従業員の異動については組合員間に諒解が得られないときは総務委員会においてこれが調停を図るものとする。

(届出義務)

第9条 組合員は、次の各号の1に該当する事実を生じたときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 定款第8条に定める組合員たる資格を喪失したとき。
- (2) 死亡又は解散したとき
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 破産、和議開始、会社更正手続開始又は会社整理開始の申立てがなされたとき

(工事完成の義務)

第10条 組合員は、水道工事、排水設備工事、その他の工事を請け負ったときは、責任をもって工事を完成させ、組合員としての信用を失うことのないよう務めなければならない。

(求償債務の履行義務)

第11条 組合員が宮崎市から請け負った水道工事又は排水設備工事につき、本組合が、宮崎市指定水道工事業者に関する規程第24条又は宮崎市排水設備等工事指定店に関する規則第10条第2項に基づいて、組合員に代って工事を完成させたとき又は損害の賠償をしたときは、組合員は直ちに本組合に対し、本組合が行った工事の代金相当額又は本組合が支払った損害賠償の金額を支払わなければならない。

(債務の履行義務)

第12条 組合員は、本組合に対する賦課金の支払い、借入金の返還、工事代金、資材代金、事務用品代金、諸手数料および使用料、その他一切の債務の弁済について、定款、規約又は取引に関する各約定に定めるところに従って、遅滞なく債務を履行しなければならない。

(連体保証人に対する請求)

第13条 組合員が本組合に対する債務の履行を遅滞したため、本組合が組合員の連帯保証人に対し保証債務の履行を請求する場合において、組合員は本組合に対し異議の申出その他一切の苦情の申出をしないものとする。

(懲戒)

第14条 組合員が本規約に定める義務に違反し、その違反行為が賞罰に関する規程に定める懲戒事由に該当するときは、同規約の定める懲戒の手続きに付されるものとする。

付則 この規約は昭和38年7月20日制定し、同日から実施する。

付則 第14条の規定は昭和56年5月28日改正し、同日から実施する。

付則 第14条の規定は昭和57年8月21日改正し、同日から実施する。

付則 第12条の規定は昭和59年5月26日改正し、同日から実施する。

付則 第9条以下第14条までの規定は平成3年2月2日制定し、同日から実施する。また旧第10条以下第14条は第15条以下第19条に変更する。

付則 第15条以下第19条までの規定は平成9年5月15日改正し、各独立した規約として制定して分離する。

付則 第2条1項及び2項の規程は平成15年12月3日改正し、同日から実施する。

4 組合員慶弔規約

第1条 本組合は定款第6条の規定に基づき、組合員に対する慶弔規約を定める。

第2条 組合員に慶弔があった場合は、本規約により慶弔の意を表するものとする。

第3条 慶事については、組合又は業界のため功労があつて国及び大臣、知事、市長等により褒賞又は表彰等を受けたものに対し、次の区分に従い金品を贈り顕彰する。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 国から褒賞、叙勲を受けた場合 | 100,000 円相当 |
| (2) 大臣から表彰、功労を受けた場合 | 50,000 円相当 |
| (3) 知事、市長、水道事業管理者から表彰を受けた場合 | 20,000 円相当 |

第4条 結婚については、次の区分より支給する。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 組合員が結婚した場合 | 50,000 円 |
| (2) 組合員の扶養親族（生計を同一にするも者） | 30,000 円 |

第5条 弔事については、次の区分により弔意を表す。

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 組合員の死亡の場合 | 香典 50,000 円と供花 |
| (2) 組合員の配偶者及び子の死亡の場合 | 〃 30,000 円と〃 |
| (3) 組合員の父母死亡の場合 | 〃 10,000 円と〃 |

第6条 組合員が病気、傷害によって半月程度入院治療したときは、見舞いとして1万円程度の金品を贈るものとする。

第7条 組合員の火災、風水害等の罹災見舞金については、その被害程度に応じて理事会において決定する。

第8条 その他特に必要な場合は、理事会で決定する。

付則 この規約は平成9年5月15日に制定し、同日から実施する。

5 組合員慰労金支給規約

第1条 本組合は定款第6条の規定に基づき、組合役員慰労金支給規約を定める。ただし、員外役員又は常勤役員について別途定める。

第2条 本組合員の役員に対し、任期満了の場合は次の慰労金を支給する。

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| (1) 理事長 | 1期(2年)につき | 100,000円 |
| (2) 副理事長 | 〃 | 60,000円 |
| (3) 理事 | 〃 | 50,000円 |
| (4) 監事 | 〃 | 20,000円 |

第3条 役員が任期の途中で辞任したとき、又は補充選挙で選ばれた場合は、その在任期間と定款に定める役員の任期満了の月割比率で支給する。但し、千円未満は切捨てるものとする。

第4条 役員の在任期間の算定等は理事会が行う。

付則 この規約は平成9年5月15日に制定し、同日から実施する。

6 使用料及び手数料規約

第1条 この規約は定款第15条の規定に基づき、組合事業の使用料及び手数料の徴収に関して定めるところである。

第2条 組合員は組合に対して次の通り手数料を支払うものとする。

(1) 宮崎市水道局入札工事手数料

- ① 工事落札金額 500万円までは落札金額の1%とする。
- ② " 500万円を超えて3,000万円までの金額については0.5%を乗じ①に加算する。
- ③ " 3,000万円を超える金額については0.3%を乗じ①と②の合計に加算する。

(2) 供給品手数料

- ① 本管資材 仕入価格の2%以内
- ② 一般資材 " 10%以内

第3条 組合の施設又は所有機材等の使用料等については、必要な場合に理事会において決定する。

付則 この規約は平成9年5月15日に制定し、同日から実施する。

付則 この規約は平成21年6月3日に一部改正、第2条(1)の①、②、③を当分の間0%とし、平成21年度事業開始分より実施する。

7 役員選挙規約

第1条 本組合の役員選挙は、中小企業等協同組合法又は本組合の定款に定めるものの他、この規約の定めるところによる。

第2条 役員選挙は、選挙施行当日被選挙人名簿によって、理事と監事を区別して行う。

第3条 役員選挙は、定款第32条に基づき総会で行う。但し、連記の定数は理事については9人以上12人名以内とし、監事については1人又は2人とする。

2. 任期満了による役員選挙は、その任期満了日の属する月の末日までに行う。
3. 補欠のための選挙は、欠員を生じた日から3ヶ月以内に行う。
4. 役員定数の増加による役員選挙は、その定数増加を議決した総会において行う。
5. 員外理事については理事会において選定されたものに限定し、指名推薦とする

第4条 投票用紙は理事会において決定する。

第5条 投票により選挙を行う場合は、選挙管理人3名をおく。

2. 選挙管理人は、総会に出席した組合員の内から選任する。
3. 選挙管理人は、選挙の公正を期するため投票用紙の配布から投票及び開票集計まで全て管理し、その投票結果を議長に報告するものとする。

第6条 組合員が書面で選挙権を行使しようとするときは、次の手続によるものとする。

1. 総会期日までに、被選挙人の氏名を記載した書面を本組合に厳重送達すること。
2. 送付の方法については、郵送又は委任状を添付のうえ委任送達すること。

第7条 次に掲げる投票は無効とする。但し、書面による選挙権行使の場合は、第1号の事項はこの限りでない。

- ① 所定の用紙を用いないもの。
- ② 記載された被選挙人が確認できないもの。
- ③ 被選挙人を重複して記載したもの。
- ④ 記載すべき被選挙人の定数を超えて記載したもの及び定数に満たないもの。

2. その他の記載事項の適否の判断は選挙管理人が行う。

第8条 議長は選挙管理人から投票結果の報告を受けたときは、直ちに当選人の氏名を総会に報告しなければならない。

第9条 本組合は当選人のうち出席しているものに対しては直ちに口頭により、総会に出席していない者に対しては総会終了後5日以内に書面で、就任の承諾を求めるものとする。

第10条 当選人が前条の承諾をしなかったとき、又は総会終了後10日以内に諾否の返答をしなかったときは、辞退したものとみなし、順次、次点者を繰り上げて当選人とする。

2. 又、当選人が理事又は監事の双方の当選人となるときは、その者は理事の当選人とする。

第11条 当選人が役員の数に満たないとき、又は前条の規定により就任を承諾した者の数が役員の数に満たないときは、本組合はその総会終了後40日以内に、その不足の員数につき、選挙を行うべく総会を召集しなければならない。

第12条 当選した理事により臨時理事会を開催し、理事長を選出するものとする。理事長の決定については、理事による互選又は全員の無記名投票により選出する。

付則 この規約は昭和38年7月20日制定し、同日から実施する。

付則 この規約は平成9年5月15日全文に亘り改正し、同日から実施する。

付則 この規約は令和元年5月17日一部改正し、同日から実施する。

8 理事会規約

第1条 理事会は、定款第7条に定める組合業務の執行、及びその方法につき協議する。

第2条 理事会は、定款の規定により理事長が召集する。

第3条 理事会においては、定款第50条の規定により理事長が議長となる。

第4条 理事は、定款第46条第3項の規定により、理事長に対し理事会を召集すべきことを請求することができる。

第5条 理事会は、委員会に諮問したものについては更に審議して決定するものとする。

第6条 理事会の議事は、定款第48条の規定により、理事の過半数が出席しその過半数で決する。

第7条 理事会は、法又は定款で定めるもののほか重要な案件に対しては、総会に提案する議案について審議決定する。

付則 この規約は昭和38年7月20日制定し、同日から実施する。

9 委員会規約

第1条 本組合は定款第51条に基づき、委員会規約を定める。

第2条 理事会は組合業務の円滑な推進を図るため、次の委員会を設置して運営するものとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 企画委員会
- (3) 金融委員会
- (4) 資材委員会
- (5) 工事委員会
- (6) 厚生委員会
- (7) 共同工事受注委員会
- (8) 特別委員会

2. 各委員会は別表に定める業務を主管する。

第3条 委員会は、理事長の諮問に応じ、又は自主的にその主管する業務につき理事長に意見を具申することができる。

2. 意見の具申は文書でこれを行うものとする。

第4条 特別委員会は、理事会の決定に基づき必要の都度設置し、諮問された業務が完了したときは、理事会の議を経て解散するものとする。

第5条 委員の数は若干名とし、組合員又はその法人の役員である者の内から理事長が委嘱する。

2. 委員の任期は本役員の任期に準ずる。

第6条 委員の内1人を委員長とし、理事の内から理事長がこれを任命する。

2. 委員長は必要に応じて委員会を召集し、委員会の議長となる。
3. 委員長に事故あるときは委員の互選によって代理者を定める。
4. 委員長は他の委員会の委員長を兼ねることができる。

第7条 委員会の議事は委員の過半数が出席し、その過半数で決する。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8条 委員会の議事につき特別の利害関係にある委員は、その議決に加わることができない。

第9条 委員会に出席した者には、その都度交通費1,000円を支給する。但し、昼食を準備する場合がある。

付則 この規約は昭和38年7月20日制定し、同日から実施する。

付則 この規約は平成9年5月15日全部に亘り改正し、同日から実施する。

付則 第2条は平成10年7月29日一部改正し、同日から実施する。

付則 第9条は平成15年12月3日一部改正し、同日から実施する。

付則 委員会規約別表は、新たに共同受注員会を設置し、平成15年12月3日同日から実施する。

委員会規約別表

委 員 会 名	主 管 す る 業 務
総 務 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組合の組織及び財務関係に関すること 2. 陳情、請願、団体協約に関すること 3. 労働組合との交渉に関すること 4. 青年部に関すること 5. その他、委員会に属しないこと 6. 事務局の総務部門に関すること
企 画 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款、規約等規定の制定及び改廃に関すること 2. 組合業務の改善に関すること 3. 講習、試験、視察、研修、広報等に関すること
金 融 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 金融事業に関すること
資 材 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資材供給事業に関すること 2. 事務局の資材部門に関すること
工 事 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組合員の上下水道工事に関すること 2. 公道工事設計施工並びに工事に関すること 3. 事務局の工務部門に関すること
厚 生 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組合員及び事務局職員の福利厚生に関すること
特 別 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会が特別に諮問した案件に関すること
共 同 工 事 受 注 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共樹設置工事他共同受注に関すること

10 総務委員会規約

第1条 総務委員会は、組合業務の総合的運営に寄与すると共に、本組合事務運営の円滑を期するために事務局の事務処理を指導総括することをその目的とする。

第2条 事務局の事務運営のうち、特に下記事項の事務処理については、本委員会は重点的に指導協力するものとする。

- (1) 事務局の総務部門に関する事項。
- (2) 陳情、請願並びに団体協約に関する事項。

第3条 本委員会は、他の委員会に属しない組合業務の運営を担当する。

第4条 本委員会は、各委員会間の融和、統合する業務を担当する。

付則 この規約は昭和38年7月20日制定し、同日から実施する。

付則 第2条(1)及び(2)は平成15年12月3日一部改正し、同日から実施する。

1 1 企画委員会規約

第1条 企画委員会は、本組合業務運営の近代化並びに合理化に関する事項を企画検討立案し、以って組合業務の積極的展開に寄与するをその目的とする。

第2条 本委員会は、前条の目的を推進、具現するために次の業務を管掌する。

- (1) 規定規約の制定並びに改廃に関する事項
- (2) 技術の改善、近代化促進に関する事項
- (3) 講習会、試験、先進地視察、工場見学等に関する事項
- (4) 「組合員だより」の編集、発行に関する事項
- (5) 広報業務全般に関する事項
- (6) 組合業務改善に関する建議。規格、立案に関する事項

第3条 本委員会は、第2条の業務の積極的展開を期するために、進んで他組合機関の視察、研修に不断の努力を傾注しなければならない。

付則 この規約は昭和38年7月20日制定し、同日から実施する。

1 2 賞罰に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、組合員及びその従業員並びに組合職員の賞罰について定めることを目的とする。

2. この規約に定めのない事項については理事会において審議決定する。

(組合員の表彰)

第2条 組合員が本組合の組合員として顕著な功労があり、他の組合員の模範として推奨に値する業績があった場合及び善行のあった場合は表彰することができる。

(組合員の従業員・組合の職員の表彰)

第3条 組合員の従業員並びに組合の職員が次の各号に該当するときは、表彰することができる。

- (1) 旺盛な責任観念に徹し、能率の増進を図り、勤労実績が優秀な者
- (2) 災害を未然に防ぎ又は災害に際し特に功労があった者
- (3) 永年勤続し、その勤務実績が優良な者
- (4) その他、従業員の模範として推奨すべき業績のあった者

(表彰の手続)

第4条 前2条により表彰を行うときは、その都度理事会において審議決定する。

(懲戒事由・懲戒の種類)

第5条 組合員が、定款又は規約に定める組合員の義務に違反した場合、宮崎市水道局指定給水装置工事事業者に関する規程又は宮崎市排水設備等工事指定店に関する規則に違反した場合、組合員として信用を失う行為があった場合、その他不都合の行為があった場合は懲戒として次の処分を行うことができる。但し、除名については中小企業等協同組合法第19条第2項各号に定める事由又は定款第13条各号に定める事由のあった場合に限る。

- (1) 除名
- (2) 過怠金 1件につき1万円以上10万円以下の過怠金を徴収す

- る。
- (3) 取引の停止 期間を定め又は懲戒の原因となった事実が消滅するまでの間、本組合が行う事業に係る取引の全部又は一部を停止する。
- (4) 戒告 始末書を取り、将来を戒める。

(懲戒のⒺ続)

第6条 懲戒処分は理事会又は特別委員会において審議し決定する。但し、除名及び過怠金については総会の議決によらなければならない。

(弁明のⒺ会)

第7条 前条の審議対象の組合員に対し、総会において弁明のⒺ会を与えなければならない。

2. 除名については定款第13条、過怠金については定款19条に定めるⒺ続によるものとする。

(懲戒の告知)

第8条 懲戒処分は、被処分者に文書を交付して行うものとする。

付則 この規約は平成4年5月12日制定し、同日から実施する。

付則 平成10年7月29日、第1条2項、第4条、第6条、第7条の一部改正し、同日から実施する。

この規約の実施により、従来の賞罰委員会は廃止する。

付則 第5条1項、第6条、第7条1項の一部は平成15年12月3日改正し、同日から実施する。

13 賦課金に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、定款第16条に定める経費の賦課に関して定めることを目的とする

(賦課金の目的)

第2条 本組合は、宮崎県管工事協同組合連合会に納付する賦課金を本組合の組合員に分担させるため、同連合会規約を準用して賦課金を賦課するものとする。

(賦課金の種別)

第3条 県管連に納付する賦課金の区分は賦課金及び特別賦課金とする。

(賦課金の額)

第4条 賦課金は年額とし、その額は各組合員の従業員数を基礎として、別記1により算定した金額とする。

2. 組合員の従業員数は、原則として4月1日現在の従業員数によるものとする。
3. 期間の途中において加入し、又は脱退した組合員に対する賦課金は、その都度理事会で算定する。

(賦課金の納付時期)

第5条 賦課金は、年額を上期(4月1日～9月30日)及び下期(10月1日～翌年3月31日)にわけ、上期分を6月30日までに、下期分を11月30日までに納付するものとする。

(特別賦課金の額)

第6条 特別賦課金は、宮崎県が組合員に対して発注する管工事の年間契約合計額に対して、別記2により算定した金額とする。

2. 年間契約合計額の算定期間は3月から翌年2月末までとする。
3. JV工事については、県内組合員からのみとする。但し、同一工事において組合員が複数の場合は一組合員ごとの受注金額を年間契約額に加算するものとする。

別記 1

組合員の従業員数	5人未満は	15.400円
組合員の従業員数	10人未満は	30.800円
組合員の従業員数	20人未満は	44.800円
組合員の従業員数	20人以上は	61.600円

別記 2 特別賦課金算定表

年間契約額 合計区分	特別賦課 金額	年間契約額 合計区分	特別賦課 金額
100万円～250万円未満	5.000円	4000万円～4500万円未満	145.000円
250万円～500万円未満	10.000円	4500万円～5000万円未満	160.000円
500万円～750万円未満	20.000円	5000万円～6000万円未満	175.000円
750万円～1000万円未満	30.000円	6000万円～7000万円未満	205.000円
1000万円～1500万円未満	40.000円	7000万円～8000万円未満	230.000円
1500万円～2000万円未満	60.000円	8000万円～9000万円未満	255.000円
2000万円～2500万円未満	75.000円	9000万円～1億円未満	280.000円
2500万円～3000万円未満	95.000円	1億円～2億円未満	300.000円
3000万円～3500万円未満	110.000円	2億円～3億円未満	330.000円
3500万円～4000万円未満	130.000円	3億円～4億円未満	360.000円

※ 特別賦課金は、消費税の課税対象外ため、課税売上、課税仕入に該当しない。

(特別賦課金の請求及び納付時期)

第7条 特別賦課金の請求は前条第2項の閉切り期間の翌月に行う。

2. 特別賦課金は最終工事受領のとき全額納付しなければならない。但し、前納にて納付することもできる。

(脱退者に対する特別賦課金の免除)

第8条 工事完成前又は完工後の工事金受領前に事故脱会した組合員（受注者）の特別賦課は、これを免除することができる。

2. 法定脱退以外の組合員（受注者）の特別賦課金については、本組合が債務の責任を負うものとする。

第9条 本規約は、宮崎県管工事協同組合連合会の賦課金に関する規約に準じて運用する。

付則 この規約は平成4年5月12日制定し、同日から実施する。

付則 第2条、第3条、第6条1・2・3項、第7条表題、第8条1・2項の一部は平成15年12月3日改正し、同日から実施する。

付則 別記2、特別賦課金算定表は平成15年12月3日改正し、同日から実施する。

(資材の検収)

第5条 資材の検収は、注文書の購入条件たる品質形状及び数量並びに製作者等につき厳密に行わなければならない。

(受取場所)

第6条 資材の受取場所は、原則として本組合倉庫とする。

2. 工事現場の都合又は緊急需要のため本組合倉庫以外の場所で検収し、受渡ししなければならない場合は、当該場所に出張して検収及び受渡しを行うものとする。

(資材の供給)

第7条 本組合が組合員に資材を供給する場合は、組合員の注文書並びに組合が発行する納品伝票に基づいて資材を出荷するものとする。

(資材代金の請求)

第8条 本組合が組合員に供給した第2条(2)号の資材の代金は、毎月末日に締切り、集計のうえその金額を翌月初旬に組合員に通知して請求するものとする。

(資材代金の回収)

第9条 前条の請求を受けた組合員は、資材代金の請求を受けた月の末日までに現金で支払わなければならない。万一、2ヶ月経過後も支払いなき場合は出荷停止又は延損金を付する。

2. 本組合が組合員に供給した第2条(1)号の資材の代金については、本組合が組合員から譲渡を受けた当該工事代金債権の回収金をもって資材代金の弁済に充当するものとする。

(返品制限)

第10条 本組合が組合員に供給した第2条(1)号の資材については、原則として残材の返品が出来ないものとする。但し、組合員が残材の明細書を本組合に提出して承認を受けたときはこの限りでない。

(保証人の支払義務)

第11条 組合員が本組合に差入れた取引約定書の連帯保証人は、資材供給取

1 4 資材供給事業規約

(目的)

- 第1条 この規約は、本組合が定款第7条3号に掲げる事業（以下「資材供給事業」という。）を行うために必要な手続、方法、取引条件その他の事項について定め、もって資材供給事業の円滑な運営を図ることを目的とする。
2. この規約に定めのない事項については、資材委員会の議を経て理事会において決定する。

(資材の範囲)

- 第2条 本組合が組合員に供給する資材の範囲は次のとおりとする。
- (1) 宮崎市下水道入札工事及び宮崎市水道局の上水道本管工事に使用する資材
- (2) 一般工事用資材のうち下記品目
止水栓、仕切弁、仕切弁ボックス、メーターボックス、汚水柵、鉛管、塩ビ鋼管及びその付属品、その他

(資材の準備)

- 第3条 本組合は、前条(1)号に定める資材については、工事を落札した組合員の文書による請求（様式第4号）もしくは使用見込みに応じて組合で準備手配を行うものとする。
2. 但し、工事を落札した組合員が前条に定める材料を自ら準備する場合は、前項は適用しないものとする。
3. 本組合は前条(2)号に定める資材については常に最低保有量を確保するとともに適正在庫を保つよう努めるものとする。

(資材の購入)

- 第4条 資材購入は、原則として見積照会による競争入札の方法によるものとする。（様式第5号）
2. 緊急やむを得ない場合は特殊品であるため特定業者の単独指名入札によらざるを得ない場合は、事前に資材委員長の決裁を得なければならない。
3. 資材の購入は、資材委員長の決裁を経て決定する。

15 金融事業規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合が定款第7条第5号及び第6号に掲げる事業(以下「金融事業」という。)を行うために必要な手続、方法、条件その他の事項について定め、もって金融事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

この規約に定めない事項については金融委員会の議を経て理事会において決定する。

(資金)

第2条 金融事業に必要な資金は、金融機関からの転貸融資金及び組合の自己資金による。

(連帯保証)

第3条 本組合は、金融機関からの資金の借入に際して必要があると認めるときは、理事又は組合員の全部又は一部に対し、連帯保証人となるべきことを請求することができる。

(貸付の種類)

第4条 組合員に対する事業資金の貸付の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 証書貸付
- (2) 手形貸付
2. 前項(1)の証書貸付は、担保として組合員から本組合に対し第17条第2項に定める請負工事代金債権の譲渡及び工事代金引当(公共施設設置工事)がなされる場合に限って行うものとする。

(担保及び保証人)

第5条 本組合から前条の事業資金の貸付を受けようとする組合員は、「組合員連帯保証人規約」の定めるところにより連帯保証人をたてなければならない。

2. 本組合は、必要があると認めるときは、組合員に物的担保の提供を求めることができる。担保に提供することができる物件は、土地、建物及び本組合が担保として認める有価証券とする。

引により生じた一切の債務について連帯保証の責に任ずるものとし、組合員が債務の支払いを怠ったり、本組合から請求がなされたときは、組合員に代って直ちに債務を弁済しなければならない。

(制裁条項)

第12条 組合員が本規約の各条項に違反した場合は、本組合が賞罰に関する規約第5条に基づき懲戒処分をすることができる。連帯保証人が第11条に定める義務に違反した場合も同様とする。

付則 この規約は平成4年5月12日制定し、同日から実施する。

この規約の実施により、従来の資材委員会規約は廃止する。

付則 第9条は平成8年5月16日一部改正し、同日から実施する。

付則 第3条は平成10年7月29日一部改正し、同日から実施する。

(借入の申込)

第6条 組合員が事業資金の貸付を受けようとするときは、借入申込書に下記の書類を添えて本組合に提出しなければならない。但し、取引約定書については、取引約定書を提出していない場合又は、本組合が新たな取引約定書の提出を求めた場合に限る。

- (1) 取引約定書
- (2) 約束手形又は金銭消費貸借契約証書
- (3) 保証書（手形貸付の場合に限る）
- (4) 請負工事代金債権譲渡契約書（証書貸付の場合に限る）
- (5) 工事請負契約書写（証書貸付の場合に限る）
- (6) 保証人の保証能力

(貸付の決定)

第7条 前条の申込みを受けたときは、金融委員会は次の事項を調査し、貸付金額、貸付の種類、貸付の条件等を決定する。但し、申込み金額を含めて組合員に対する貸付残高が第17条に定める貸付の制限及び基準内にあるときは、調査を省略することができる。

- (1) 事業の概況
- (2) 申込金の使途及びその効果
- (3) 事業計画及び資金計画
- (4) 返済計画
- (5) 担保物件
- (6) 保証人の保証能力

(担保物件の評価)

第8条 担保物件の評価は、時価6割以内とし評価額は金融委員会において決定する。

(担保の増加)

第9条 本組合は、貸付期間内に担保物件の価格が低下した場合において、必要があると認めるときは、その組合員に対し担保物件の変更又は追加を請求することができる。

(担保物件に関する届出)

第10条 組合員は、提供した担保物件について滅失、毀損、改造、その他重大な変更があったときは、遅滞なくその旨を本組合に届け出なければならない。

(公正証書作成費用等の負担)

第11条 貸付を行うに際し、公正証書の作成、担保物件の鑑定、その他貸付を行うために必要な費用は、貸付を受けようとする組合員が負担しなければならない。

(貸付の期間、償還方法)

第12条 貸付の期間及び償還方法は原則として次のとおりとする。

- (1) 証書貸付の期間は1年以内とし、貸付期限に一括償還する。
- (2) 手形貸付の期間は3ヶ月以内とし、貸付期限に一括償還する。
- (3) 1年を超える長期貸付及び越年、越益資金の貸付並びにその償還方法等については、その都度、金融委員会において決定する。

(貸付の利率及び手数料)

第13条 組合員に対する貸付金の利率は、期間1年以内の貸付金については年10%以内とする。

2. 1年を超える長期貸付金の利率は、その都度金融委員会において決定する。
3. 貸付の手数料は年5%以内とする。

(期限前償還)

第14条 本組合は、貸付を受けた組合員が次の各号の1つに該当するときは、貸付期間の満了前であっても貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付の目的以外に使用したとき
- (2) 貸付金の償還又は利息の支払いを怠ったとき
- (3) 第9条に規定する請求に応じなかったとき
- (4) 本組合を脱退し、又は脱退予告をしたとき
- (5) 信用が著しく低下したとき

(貸付期間の延長)

第15条 貸付を受けた組合員が、やむを得ない事情により貸付期間内に貸付金の全部又は一部を償還することができないときは、金融委員会において貸付期間を延長することができる。

(債権の取立受任)

第16条 本組合は、取引金融機関から組合員に対する債権の取立の委任の申込があったときは、金融委員会の意見を聴き、理事会において申込に係る債権の取立を行うか否かを決定する。

(貸付の制限及び基準)

第17条 一組合員に対する貸付最高限度額は、証書貸付金と手形貸付金を合算して2,000万円とする。但し、手形貸付金額については400万円を超えないものとする。又、万株(200口)未満の新規加入組合員については出資額に応じその案分比率を限度とする。

2. 第4条第2項の請負工事代金債権の譲渡担保による証書貸付は次のとおりとする。

- (1) 譲渡担保の目的となる請負工事代金債権の工事の発注者は宮崎市水道局及び宮崎市下水道部に限るものとする。
- (2) 貸付金額は工事契約金額から資材代金の概算額を控除した残額の70%以内とし、工事出来形に応じてこの基準により算出した金額の範囲内とする。なお工事出来高の証明については下記いずれかによる確認を必要とする。
 - ① 仮検査(工務課長)による実査確認
 - ② 工程写真及び日報の提出等による確認
 - ③ 金融委員会による調査確認
- (3) 連帯保証人は組合に差入れた取引約定書の保証人と同一とする。

付則 この規約は平成4年5月12日制定し、同日から実施する。

この規約の実施により、従来の金融委員会規約は廃止する。

付則 第4条の2及び17条(2)は平成8年5月16日改正し、同日から実施する。

付則 第17条の(3)は平成15年12月3日改正し、同日から実施する。

16 公道工事設計施工並びに工事費に関する規約

(目的)

第1条 この規約は宮崎市水道事業給水条例、同施行規程並びに宮崎市水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に関する規程（以下「条例等」という。）により、宮崎市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が承認した指定工事業者から依頼を受けて行う公道部分に布設した配水管（給水管を含む）の連絡工事（以下「公道工事」という。）の設計施工並びに工事費の清算、その他本事業に必要な事項について定め、もって公道工事事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(事業の遂行)

第2条 宮崎管工事協同組合（以下、「組合」という。）は、条例等に基づく公道工事の設計施工について管理者の承認並びに監督の基に責任ある業務の遂行に努めなければならない。

(工事の請負)

第3条 宮崎市内における公道工事は、宮崎市水道局が指定する指定工事業者の内、要件を備えた者は誰でも施工することができる。

2. 指定工事業者は施主又は建築業者との間で、公道工事及び宅内工事を含めた給水装置工事の一括契約を締結し、施主並びに建築業者（設計事務所）等の理解が得られるよう工事内容を十分説明しなければならない。

(工事の見積)

第4条 当組合が指定工事業者から公道における給水装置工事（公道工事）の見積依頼を受けた場合は、指定工事業者に対しては参考見積として提出する。

2. 見積を依頼した指定工事業者は、自社名にて施主や建築業者（設計事務所）へ提出する。この際、工事主体者として見積内容の把握・説明責任等の一切を指定工事業者が負うものとする。

(工事の申請)

第5条 施主又は建築業者が給水装置工事の申請するときは、管理者が指定する給水装置工事承認書（以下、「承認書」という。）を作成しなければならない。

当該工事の承認書は、宅内・公道工事について見積設計して管理者に提出し、その設計審査を経て公道工事を依頼する組合へ提出するものとする。

2. 指定工事業者が公道工事を組合に依頼する場合は、公道工事依頼書（様式1号）をもって依頼するものとする。

(工事の設計)

第6条 組合は、公道工事について依頼を受理したときは、遅滞なく当該工事の見積設計を行わなければならない。なお、工事の設計施工上に必要な事は関係者と事前に連絡協議するものとする。

(工事の施工)

第7条 組合は、条例等に基づき管理者が定める基準に従い、水道局担当者の指示のもとに適正に施工しなければならない。

2. 給水引込み工事と撤去工事の同時施工については、現地を十分調査のうえ、極力同時に施工できるよう努めなければならない。
3. 工事の施工に当たっては道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び諸規定を遵守のうえ施工しなければならない。

(道路の占用)

第8条 組合は、公道工事の設計施工にあたって、道路管理者及び所轄警察署長の道路占用・使用許可を受けなければならない。又、指定工事業者より依頼を受けた場合は、公道工事依頼書を確認したうえで行う。

(保安措置)

第9条 公道工事の施工にあたっては、許可者の施工条件・指示等に基づいて交通安全設備等を設置し、当該道路の歩行者又は車両等の保安対策として、交通警備員を配置する等、通行の安全と事故防止に万全の措置を講じなければならない。

2. 施工完了後も事故防止のため安全パトロール等を実施して、引き続き安

全管理に努めるものとする。

(道路の復旧)

第 10 条 組合は公道工事が終了したときは、直ちに道路の原状回復のため仮復旧工事を行う。また、市民生活に支障のないよう配慮し道路の本復旧工事が完了したときは、道路管理者に道路原状回復届を提出しなければならない。

(遵守事項)

第 11 条 組合は公道工事の施工にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事の依頼を受けたときは、正当な理由なく拒否してはならない。
- (2) 工事の不良箇所等は水道局担当者の指示に従い、速やかに手直しその他の措置をとらなければならない。
- (3) 工事の竣工後 2 年以内に当該工事の瑕疵に起因して破損したとは、組合が補修、その他の措置責任を負うものとする。

(工事費の支払)

第 12 条 組合が依頼を受けた公道工事を施工し竣工したときは、指定工事業者は組合に対しその工事代金を支払うものとする。

2. 支払いについては、原則現金もしくは振込み依頼書(様式 2 号)により組合宛支払うものとする。但し、現金で組合に直接支払うこともできる。
3. 工事費が支払期限までに未払いの場合は、催告書による請求を行うことができる。

(違反行為の措置)

第 13 条 本規約に違反し、又は不正、不都合な行為があったときは、定款その他の規定に基づいて必要な制裁を行うことができる。

(その他)

第 14 条 本規約の定めのない事項については、工事委員会の議を経て理事会で決定することができる。

- 付則 この規約は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。
但し、本規約を実施するために必要な準備期間を置き、昭和 60 年 6 月 1 日から適用する。
- 付則 第 3 条、第 7 条、第 14 条の規程は昭和 63 年 7 月 28 日一部改正し、同年 8 月 10 日から適用する。
- 付則 この規約は平成 9 年 4 月 24 日全文に亘り改正し、同日から実施する。
本規約の施行により工事委員会規約、給水工事代金予納に関する取扱規程は廃止する。
- 付則 この規約は平成 15 年 2 月 19 日全文に亘り改正し、同日から実施する。
- 付則 第 1 条、第 3 条 2 項は平成 15 年 12 月 3 日一部改正し、同日から実施する。

17 共同工事受注規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合が定款第7条第2項に掲げる共同工事の受注事業として、宮崎市から受注する上下水道工事について（この受注を以下「共同受注」という。）、受注手続、組合員に対する工事の割当、その他の事項について定め、もって共同受注事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(共同受注の対象工事)

第2条 本組合が宮崎市から受注する上下水道工事は、宮崎市配水管修繕等業務委託工事(以下「配水管修繕等工事」という。)、宮崎市下水道事業公共樹設置業務委託工事（以下「公共樹設置工事」という。）及び宮崎市の発注するその他の工事とする。

2. 宮崎市配水管修繕等業務委託とは次の業務をいう。

- (1) 漏水修理業務
- (2) 管移設業務
- (3) 管破損業務
- (4) 弁栓類調査及び修繕業務
- (5) 鉛製給水管取替業務
- (6) 消火栓維持管理業務
- (7) 舗装業務
- (8) その他関連業務

(共同受注の決定)

第3条 本組合が宮崎市と共同受注契約（基本契約）を締結するときは、理事会の決定に基づかなければならない。ただし、共同受注契約に基づいて、個別の配水管修繕等工事、公共樹設置工事及び宮崎市の発注するその他の工事を受注するについては、理事会の決定に基づくことを要しない。

(共同受注契約)

第4条 共同受注契約は、理事会が本組合を代表して行うものとする。

2. 理事は、前項の契約締結及びその履行について協力するものとする。

(共同受注工事の割当)

第5条 本組合が共同受注契約に基づき配水管修繕等工事、公共樹設置工事及び宮崎市の発注するその他の工事を受注したときは、次条以下に定めるところに従い、工事を組合員に公正に割当てするものとする。

2. 組合員は工事の公正な割当を妨げるような行為をしてはならない。

(工事割当の参加)

第6条 本組合が共同受注契約に基づいて受注した配水管修繕等工事、公共樹設置工事及び宮崎市の発注するその他の工事の割当を受けることを希望する組合員は、別に定めるところにより、本組合に対しあらかじめ工事割当参加の申込みをするものとする。

(工事の割当)

第7条 本組合は、工事割当参加の申込みをした組合員に対し、受注した配水管修繕等工事、公共樹設置工事及び宮崎市の発注するその他の工事を割当、工事を割当てた組合員との間で当該配水管修繕等工事、公共樹設置工事及び宮崎市の発注するその他の工事の請負契約を締結する。(工事の割当と請負契約の締結合わせて以下「工事の割当」という。)

2. 工事の割当を受けた組合員は、正当な理由のある場合を除いて、工事の割当を拒むことができない。
3. 工事の割当を受けた組合員は、図面、仕様書、その他定められた条件に従い、誠実に契約を履行しなければならない。

(工事の付帯義務)

第8条 工事の割当を受けた組合員は、当該工事の調査、申請、確認手続等、一切の付帯業務を行わなければならない。

(割当参加者の義務)

第9条 工事の割当を受けた組合員は、次の事項を遵守し、責任をもって工事を完成させなければならない。

- (1) 工事を全て直営とし、一括下請けをさせてはならない。
- (2) 正当な理由なくして着工を延ばし、又は工事の完成を遅らせてはならない。

- (3) 工事に際しては規定された資材を使用しなければならない。
- (4) 宮崎市排水設備等工事指定店及び指定給水装置工事指定店に関する規則に定められた工事施工者の義務を履行すること。
- (5) 工事の施工については不正な行為をしてはならない。
- (6) 共同受注事業の運営を妨げるような行為をしてはならない。
- (7) 組合員として信用を失う行為又は不都合な行為をしてはならない。

(工事の検査等)

第10条 工事の割当を受けた組合員は、工事が完成したときは、本組合及び宮崎市に対し検査を請求しなければならない。

2. 前項の検査の結果、所要の措置を講ずるよう通知を受けたときは、組合員は誠実にこれを履行しなければならない。

(組合員の債務不履行責任等)

第11条 組合員は割当を受けた工事の履行について債務不履行があったとき、又は工事に瑕疵があったときは、法令の定めるところに従い、本組合に対して責任を負うものとする。

(手数料等の取扱)

第12条 本組合は、工事の割当を受けた組合員から、工事の一般管理費として手数料を徴収する。

2. 手数料の種類及び額については別に定める。

(工事代金の支払)

第13条 本組合は、工事の割当を受けた組合員に対し、本組合が宮崎市から工事代金を受領した日から5日以内に工事代金を支払うものとする。

2. 本組合は、前項の工事代金の支払に際し、第12条に定める手数料、工事用として供給した資材の代金及び特に要した業務経費等を前項の工事代金から控除するものとする。
3. 組合員は、「公共樹設置工事代金立替払い」制度を利用することができる。

(義務違反者に対する制裁)

第14条 第5条第2項、第7条第2項同条第3項又は第9条に定める義務に違反した組合員については、本組合の賞罰に関する規約に基づき、懲戒に付することができる。

(異議の申立)

第15条 工事の割当に関して異議のある組合員は、文書をもって理事会に異議を申し出ることができる。

(共同受注運営委員会)

第16条 本組合は、共同受注事業の適正な運営を図るため共同受注運営委員会を置く。

2. 共同受注運営委員会については別に定める。

(その他の事項)

第17条 この規約の定めのない事項であって、共同受注事業に必要な事項は理事会において定めることができる。

付則 この規約は平成7年7月1日制定し、同日から実施する。

附則 この規約の第13条に第3項を追加し、平成20年4月2日から実施する。

附則 この規約は鉛製給水管取替工事の新設に伴い条項を変更追加し、平成25年5月16日より実施する。

附則 この規約は配水管修繕等業務委託工事(含む平成25年5月16日新設の鉛製給水管取替工事)の新設に伴い条項を変更追加し、平成27年4月1日より実施する。

附則 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条を組織変更に伴い、令和5年5月12日一部改正し、同年6月1日から適用する。

18 共同工事受注規約細則

(通則)

第1条 共同工事受注規約（以下「規約」という。）の履行については他に定めのあるものを除き、この細則の定めるところによる。

(工事割当参加の申込)

第2条 規約第6条により配水管修繕等工事、公共樹取替工事及び宮崎市の発注するその他の工事の割当を希望する組合員は、本組合に予め工事割当参加申込書（様式3号）を提出しなければならない。

(参加申込の期間)

第3条 各事業年度の工事割当参加申込書は前年度の3月1日から3月末日までの間に提出しなければならない。

(共同受注運営委員会)

第4条 規約第16条に規定する共同受注運営委員会（以下「運営委員会」という。）は委員7名をもって組織する。

- 委員7名のうち6名については理事会の議決を経て組合員の中から選任し、理事長が委嘱するものとし、委員のうち1名は工事委員会委員長を充てるものとする。
- 委員の任期は2年とする。
- 運営委員会に委員長1名を置き、委員長には工事委員会委員長の職にある委員が就任する。
- その他の事項は、本組合の委員会規約を準用する。

(工事の割当)

第5条 規約第7条第1項の規定による工事の割当は、運営委員会が第2条の申込をした組合員に対して行う。

- 規約第7条第1項の規定する本組合と工事割当を受けた組合員との間の請負契約は、運営委員会が組合員に共同受注工事注文書を交付し、組合員が工事完成保証人1名を付した共同受注工事請書を同委員会に提出することによって成立するものとする。

(手数料)

第6条 規約第12条に定める手数料は、工事の一般管理費とし、工事金額(消費税を除く)を基準として、次の各割合で算定した金額とする。

- (1-1) 公共樹設置工事の管理費手数料 工事代金の10%
- (2-1) 配水管修繕工事の管理手数料 工事代金の10%
- (3-1) 宮崎市の発注するその他の工事の管理手数料 工事代金の10%

(労働者災害補償保険)

第7条 工事の割当を受けた組合員が工事のために使用する労働者の業務上の災害に対する補償については、本組合が加入する労働者災害補償保険を適用するものとする。但し、労働者の業務上の災害について、労働者災害補償保険法第12条の2の2による保険給付の制限がなされたときは、業務上の災害に関する補償については、当該労働者を雇用する組合員と当該労働者との間で解決するものとし、本組合は一切責任を負わないものとする。

- 2. 業務上の災害に起因する精神的損害については、労働者を雇用する組合員が損害賠償の責に任ずるものとする。

(損害保険等)

第8条 組合員は、割当を受けた工事に使用する車両等について、車両ごとに原則として対人賠償無制限、搭乗者傷害・自損事故1名につき1,000万円以上、対物賠償1事故につき500万円以上の任意保険に加入しなければならない。

(保証人の義務)

第9条 第5条第2項の工事完成保証人は、本組合に対して、工事の割当を受けた組合員と連帯して工事完成の義務を負い、かつ工事に係る一切の債務について補償の責に任ずるものとする。

(その他の事項)

第10条 共同受注事業の実施に必要な事項にあつて、規約並びに本細則の規定のないものは理事会でこれを定めることができる。

- 付則 この細則は平成7年7月1日に制定し、同日から実施する。
- 付則 第6条の(1)は平成8年5月16日改正し、同日から実施する。
- 附則 この規約細則は鉛製給水管取替工事の新設に伴い第2条及び第6条を改正し、平成26年5月16日から実施する。
- 附則 この規約細則は配水管修繕等工事(含む鉛製給水管取替工事)の新設に伴い第2条及び第6条を改正し、平成27年4月1日から実施する。
- 附則 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条を組織変更に伴い、令和5年5月12日一部改正し、同年6月1日から適用する。

(様式第1号)

工 事 依 頼 書

平成 年 月 日

宮崎管工事協同組合 殿

工事依頼者住所

氏名

印

今般、給水装置工事（公道工事並びに宅内工事）の受注に際しまして、発注者へ見積り内容等の説明を行い、公道部分の工事につきましては、当社の請負責任において貴組合へ下記の通り工事を依頼いたします。

記

1. 工事名	
2. 工事場所	
3. 発注者	
4. 工事依頼金額	
備考	

※公道工事を管工事組合に依頼する場合は、本書によること。

(様式 3 号) 公共樹設置工事用

平成 年 月 日

宮崎管工事協同組合
理事長 殿

住所

⑩

氏名

工事割当参加申込書

私は、貴組合が宮崎市から共同受注する平成 年度公共下水道公共樹設置工事について、貴組合の共同受注規約及び共同受注細則に従い、その工事の割当を受けるため本書をもって参加を申込みます。

(様式 3 号) 鉛製給水管取替工事に用

平成 年 月 日

宮崎管工事協同組合
理事長 殿

住所

印

氏名

工事割当参加申込書

私は、貴組合が宮崎市から共同受注する平成 年度鉛製給水管取替工事
について、貴組合の共同受注規約及び共同受注細則に従い、その工事の割当
を受けるため本書をもって参加を申込みます。

(様式 4 号)

平成 年 月 日

宮崎管工事協同組合
理事長 殿

住所

㊞

氏名

資材手配依頼書

下記の工事を水道局より受注しましたので、別添の資材表のとおり、資材の手配方をお願い致します。

記

工事番号 _____

工事名称 _____

工事場所 _____

設計金額 _____ 税抜き

※上記金額は、組合の設計金額で今後の値引交渉で確定した金額は後日別途ご通知方お願い申し上げます。

以上

(様式5号)

平成 年 月 日

見積業者伺い兼見積決定伺い書

見積依頼組合員名 _____

工事番号 _____

工事名称 _____

工事場所 _____

委員長	委員	事務局長	部長	担当者

	見積業者名	見積金額	値引き額	確定額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

「公共樹設置工事代金立替払い」制度

(1) 制度の利用時期

この制度は、工事が完了し本組合の仮検査を終え「全ての書類が整い本組合が3月10日までに受領し不備が無いことを認め年度内に宮崎市上下水道局から支払が無いとき」に利用できるものとする。

(2) 立替払いの金額

立替払いの金額は、工事代金の85%以内とする。

但し、本件に関する資材代金等は、差し引くこととする。

残金の15%は、新年度（4月以降）に入り、宮崎市上下水道局から本組合が受領後、速やかに支払うものとする。

(3) 残金（15%）支払時に新年度の単価契約による差額が発生した場合
新年度の単価契約更新により「工事代金精算額」に差額が生じた場合は次の通りとする。

- ① 基の精算額よりプラスが生じた場合、組合員が受領するものとする。
- ② 基の精算額よりマイナスが生じた場合、組合員が負担するものとする。

(4) 制度の申込、受付及び支払

この制度を利用する場合は、別に定めた「公共樹設置工事代金立替払い申込書」を記入のうえ、本組合に申込みものとする。受付は3月11日から3月20日迄とし、本組合は申込書を受領後、記載内容に問題が無ければ、3月末日に組合員へ振込むものとする。（但し、締切日が休日の場合は、休日前を締切日とする）

(5) 実施時期

平成20年4月2日から実施する。

様式 6 号

平成 年 月 日

公共柵設置工事代金立替払い申込書

宮崎管工事協同組合
理事長 殿

住所
氏名 ⑩

私は、共同工事受注規約第 13 条第 3 項に基づき、下記の工事代金より立替払いを申請します。

NO	申請者名	工事場所	精算金額	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

組合記入欄

	精算金額合計 A	材料等 B	差引 (A-B) × 85%
立替金			
入金時精算			増減

事務局長	総務課	工務課長	精算担当

